

第30回 米軍経ヶ岬通信所の設置に係る 安全・安心対策連絡会説明資料

令和4年3月
近畿中部防衛局

生活関連施設完了式（令和4年3月1日）

米陸軍経ヶ岬通信所により、日米双方の来賓を招いて生活関連施設の完了式が開催され、式典に引き続いて、施設内の見学等が行われました。



米軍経ヶ岬通信所 第Ⅱ期工事計画図

【資料2】

米軍経ヶ岬通信所



国土地理院の地理院地図を利用

※第二期工事終了

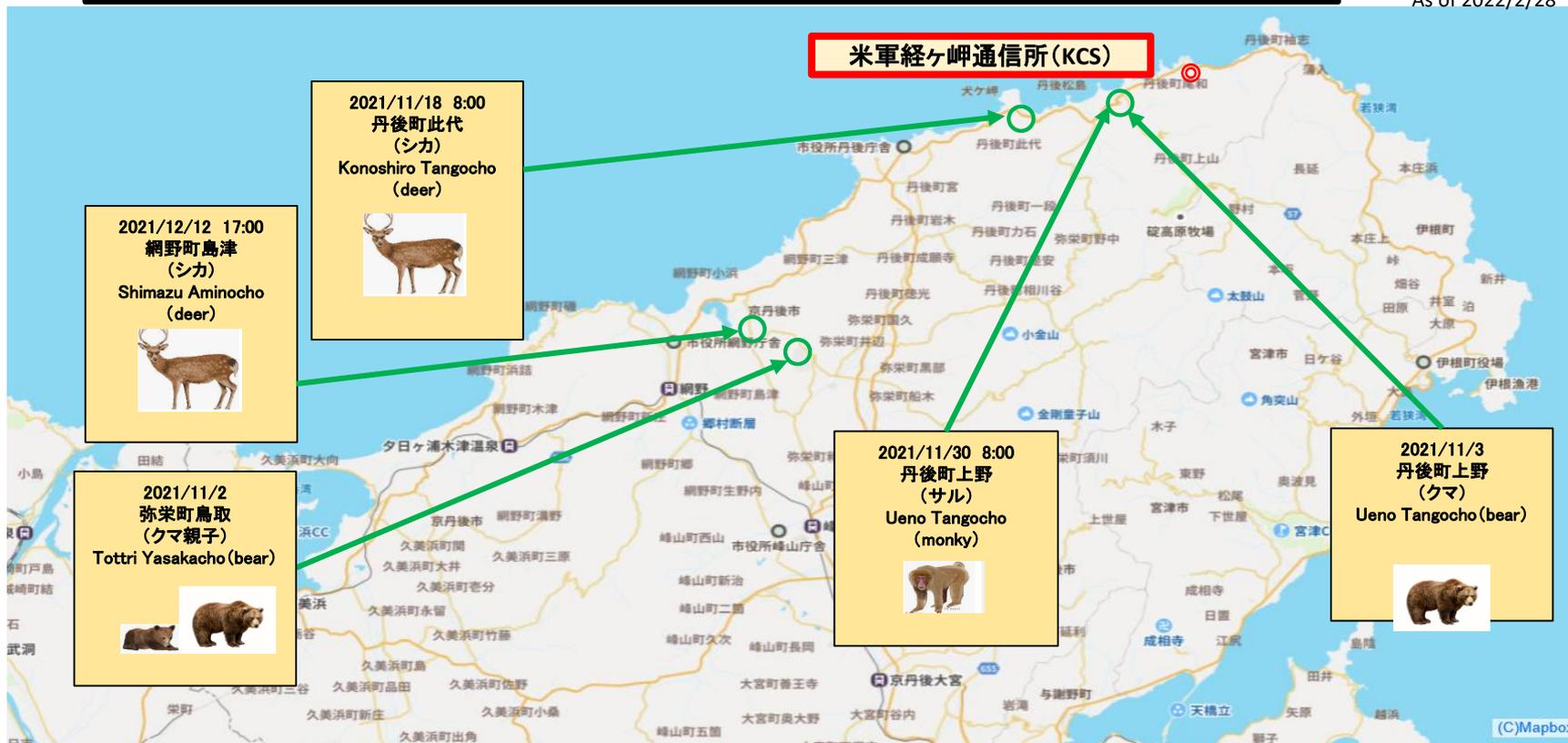
交通事故について
(令和3年11月～令和4年2月末)

物損事故 3件

野生動物目撃情報位置図(2021年11月～2022年2月)

Wildlife sighting information location map (Nov 2021~Feb 2022)

2022/2/28 現在
As of 2022/2/28



○ これまでの開催実績

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> 10月 2日 第1回 1月16日 第2回 ・平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> 5月13日 第3回 8月27日 第4回 12月 9日 第5回 12月14日、15日、22日 講義 1月27日 第6回 ・平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> 4月 7日 第7回 7月22日 第8回 10月21日 第9回 12月13日 第10回 ・平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> 4月13日 第11回 7月24日 第12回 12月 5日、13日 第13回 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 <ul style="list-style-type: none"> 4月23日 第14回 7月23日 講義 10月12日 第15回 12月10日 講義 3月13日、14日 講義等 ・令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> 5月15日 第16回 8月21日 講義 9月24日 第17回 12月12日 第18回 ・令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> 6月29日 第19回 11月24日 第20回 ・令和3年度 <ul style="list-style-type: none"> 7月29日 講義 11月 8日 第21回 |
|---|---|

交通誘導・巡回警備実施状況

○ 宇川小学校前での児童の交通誘導



○ 周辺地域の巡回(車両)



○ 周辺地域の巡回(ルート)



水質調査及び藻場分布状況

○水質調査及び藻場分布状況の確認について（排出開始後2回目）

・実施日

令和4年3月1日～2日

・水質調査

水質調査地点（3か所）において船上から海水を採取し、各調査項目について分析を行った。

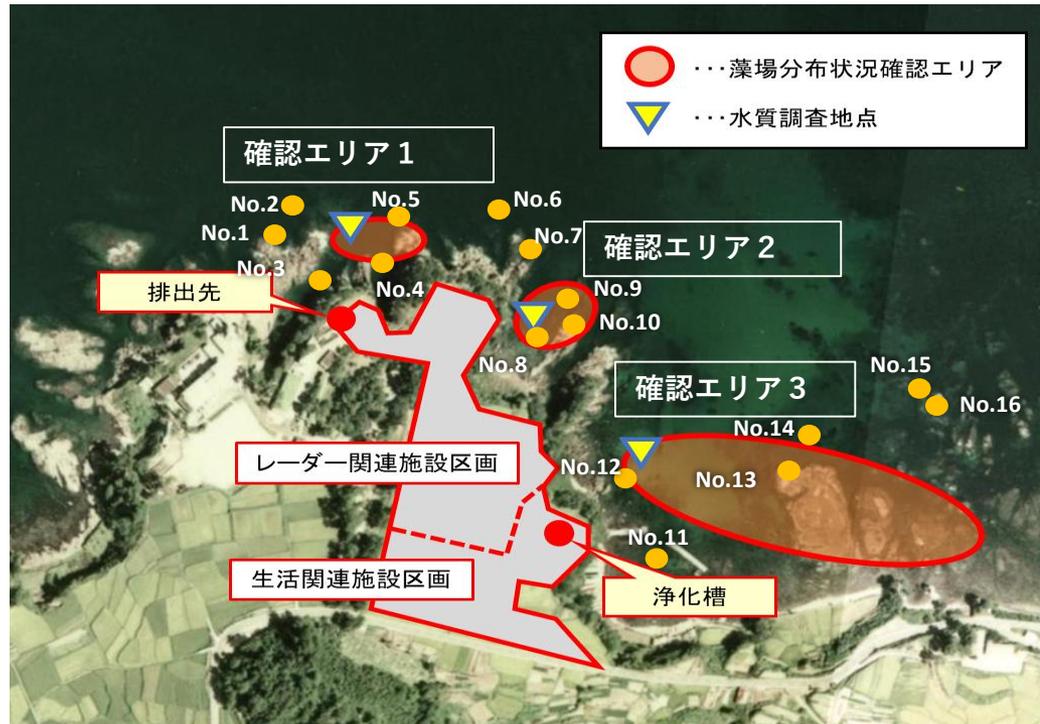
・藻場分布状況の確認

確認エリア（3か所）から代表的な藻場分布箇所を選定し（全16地点）、海藻草類の生育状況の確認を行った。

・これまでの調査実績

排出開始前：令和2年6月

排出開始後1回目：令和3年7月



地域との交流

○ 袖志区海岸清掃（令和4年3月21日）

※袖志区において実施されている海岸清掃に、防衛局の職員や空自経ヶ岬分屯基地の隊員、米軍経ヶ岬通信所に勤務する軍人・軍属等の有志がボランティア活動として参加しているもの。



令和3年度 防衛省補助事業等実施状況

【生活・産業関係】

●再編交付金事業（基金）・・・4件

| 事業名 | 事業主体 |
|---|------|
| 京丹後市市民総合検診事業 成人用肺炎球菌予防接種事業 宇川診療所運営事業 袖志・尾和地区有害鳥獣防除施設整備事業 | 京丹後市 |

●民生安定事業・・・1件

| 事業名 | 事業主体 |
|----------------|------|
| 消防施設(消防ポンプ自動車) | 京丹後市 |

●障害防止事業・・・1件

| 事業名 | 事業主体 |
|-----------|------|
| 尾和用水路改修事業 | 京丹後市 |

【交通環境整備関係】

●道路改修事業（補助金）・・・3件

| 事業名 | 事業主体 |
|---|------|
| 浜丹後線(上野平バイパス、宮バイパス) 間人大宮線 網野岩滝線(外村バイパス) | 京都府 |

●工事費（原因者負担金）・・・1件

| 事業名 | 事業主体 |
|-------------------|------|
| 178号線(袖志工区、カマヤ工区) | 京都府 |

【再編交付金事業】



袖志・尾和地区有害鳥獣防除施設整備事業

【道路改修事業】



浜丹後線（宮バイパス）

府道浜丹後線（宮バイパス） 府道間人大宮線（大門橋） 開通式



浜丹後線（宮バイパス）



間人大宮線（大門橋）

補助事業等実績①

●再編交付金事業

| | |
|-----------------------------------|--|
| 再編関連特定 周辺市町村 | 京丹後市 |
| 交付期間 | 平成25年度～同30年度までの6年間 |
| 交付総額 | 約32億1千万円(通知額) |
| 主な実施事業 (H25～R1) | <p>【防 災】有線放送設備(袖志・尾和)、中浜消防車庫、京丹後市ハザードマップ作成 ほか</p> <p>【教 育】小・中学校情報教育環境整備、普通教室等空調化工事、地区集会施設 ほか</p> <p>【医療福祉】市民総合検診、宇川診療所運営事業、高齢者インフルエンザ予防接種 ほか</p> <p>【公 園】袖志区区民交流広場、親子ふれあい広場 ほか</p> <p>【環境保全】衛生センター処理システム整備、廃棄物処理施設整備 ほか</p> <p>【交 通】袖志漁港操業環境整備、尾和区内道路整備、久僧中浜線改良 ほか</p> <p>【生活安全】市内LED防犯灯・防犯カメラ設置、袖志漁港中央防波堤整備 ほか</p> <p>【企業育成】袖志共同作業所、有害鳥獣防除施設、間人漁港荷捌所整備 ほか</p> |
| H31・R1以降は、再編交付金により造成した基金を活用し事業を実施 | |



情報教育環境整備



親子ふれあい広場整備助成事業(袖志区)



間人漁港荷捌所等整備事業(基金)

補助事業等実績②

●障害防止事業

| 補助金等総額(H26'~R2') | 実施事業名等 |
|------------------------------|-----------------------|
| 事業費：約3億7千万円 国庫補助額：約3億7千万円 | 尾和用水路改修事業(平成26年度から継続) |



尾和用水路改修事業

補助事業等実績③

●民生安定事業（一般助成）

| 補助金等総額(H27'~R2') | 実施事業名等 |
|-----------------------------|--|
| 事業費：約1億4千万円 国庫補助額：約 8千万円 | 高規格救急自動車(平成27年度) 除雪ドーザ(平成27年度) 消防ポンプ自動車(平成30年度) 救難施設(ヘリポート)【旧溝谷小】(平成28年度~同29年度) 救難施設(ヘリポート)【旧宇川中】(令和元年度) |

経ヶ岬分屯基地、経ヶ岬通信所



救難施設（ヘリポート）【旧宇川中学校】



救難施設（ヘリポート）【旧溝谷小学校】



補助事業等実績④



●道路改修事業 (補助)

| 補助金等総額 (H25'~R2') | 実施事業名等 |
|--------------------------------|--|
| 事業費：約37億8千万円 国庫補助額：約26億5千万円 | 浜丹後線 (平成25年度から継続) 間人大宮線 (平成25年度から継続) 網野岩滝線 (令和元年度から継続) |

●工事費 (原因者負担)

| 補助金等総額 (H27'~R2') | 実施事業名等 |
|-----------------------------|----------------------|
| 事業費：約17億円 国庫負担額：約10億3千万円 | 178号線外1 (平成27年度から継続) |

米軍経ヶ岬通信所及びその周辺地域上空における ドローン等の飛行禁止に係る周知・広報看板

【看板デザイン】

ドローンの規制についてのお知らせ

**小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）
の上空におけるドローン等の飛行は、
原則として禁止されています。**

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの
地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)

**ドローン飛行禁止
NO DRONE ZONE**

※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止区域においてドローン等を飛行させる場合、後述にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

【設置場所】（3カ所）



● … 掲示位置